

寝屋川市社会福祉審議会
関連条文集

平成31年 4 月

1 社会福祉法 （昭和26年法律第45号）

（地方社会福祉審議会）

第7条 社会福祉に関する事項（児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を除く。）を調査審議するため、都道府県並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市（以下「指定都市」という。）及び同法第252条の22第1項の中核市（以下「中核市」という。）に社会福祉に関する審議会その他の合議制の機関（以下「地方社会福祉審議会」という。）を置くものとする。

2 地方社会福祉審議会は、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長の監督に属し、その諮問に答え、又は関係行政庁に意見を具申するものとする。

（委員）

第8条 地方社会福祉審議会の委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（臨時委員）

第9条 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、地方社会福祉審議会に臨時委員を置くことができる。

2 地方社会福祉審議会の臨時委員は、都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、都道府県知事又は指定都市若しくは中核市の長が任命する。

（委員長）

第10条 地方社会福祉審議会に委員の互選による委員長1人を置く。委員長は、会務を総理する。

（専門分科会）

第11条 地方社会福祉審議会に、民生委員の適否の審査に関する事項を調査審議するため、民生委員審査専門分科会を、身体障害者の福祉に関する事項を調査審議するため、身体障害者福祉専門分科会を置く。

2 地方社会福祉審議会は、前項の事項以外の事項を調査審議するため、必要に応じ、老人福祉専門分科会その他の専門分科会を置くことができる。

（地方社会福祉審議会に関する特例）

第12条 第7条第1項の規定にかかわらず、都道府県又は指定都市若しくは中核市は、条例で定めるところにより、地方社会福祉審議会に児童福祉及び精神障害者福祉に関する事項を調査審議させることができる。

2 前項の規定により地方社会福祉審議会に児童福祉に関する事項を調査審議させる場合においては、前条第1項中「置く」とあるのは、「、児童福祉に関する事項を調査審議するため、児童福祉専門分科会を置く」とする。

(政令への委任)

第13条 この法律で定めるもののほか、地方社会福祉審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

2 社会福祉法施行令 （昭和33年政令第185号）

（民生委員審査専門分科会）

第2条 民生委員審査専門分科会に属すべき委員は、当該都道府県又は指定都市若しくは中核市の議会の議員の選挙権を有する地方社会福祉審議会（法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会をいう。以下同じ。）の委員のうちから、委員長が指名する。

2 民生委員審査専門分科会に属する委員がその職務上の地位を政党又は政治的目的のために利用した場合は、当該委員について、委員長は、前項の規定による指名を取り消すことができる。

3 民生委員審査専門分科会の決議は、これをもつて地方社会福祉審議会の決議とする。

（審査部会）

第3条 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度の審査に関する調査審議のため、身体障害者福祉専門分科会に審査部会を設けるものとする。

2 審査部会に属すべき委員及び臨時委員は、身体障害者福祉専門分科会に属する医師たる委員及び臨時委員のうちから、委員長が指名する。

3 地方社会福祉審議会は、身体障害者の障害程度に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもつて地方社会福祉審議会の決議とすることができる。

3 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律 (平成 18 年法律第 77 号)

(設置等の認可)

第 17 条 国及び地方公共団体以外の者は、幼保連携型認定こども園を設置しようとするとき、又はその設置した幼保連携型認定こども園の廃止等を行おうとするときは、都道府県知事（指定都市等の区域内に所在する幼保連携型認定こども園については、当該指定都市等の長。次項、第 3 項、第 6 項及び第 7 項並びに次条第 1 項において同じ。）の認可を受けなければならない。

2 (略)

3 都道府県知事は、第 1 項の認可をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

4～7 (略)

(事業停止命令)

第 21 条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、幼保連携型認定こども園の事業の停止又は施設の閉鎖を命ずることができる。

(1) 幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律又はこの法律に基づく命令若しくは条例の規定に故意に違反し、かつ、園児の教育上又は保育上著しく有害であると認められるとき。

(2) 幼保連携型認定こども園の設置者が前条の規定による命令に違反したとき。

(3) 正当な理由がないのに、6 月以上休止したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により事業の停止又は施設の閉鎖の命令をしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければならない。

(認可の取消し)

第 22 条 都道府県知事は、幼保連携型認定こども園の設置者が、この法律若しくはこの法律に基づく命令若しくは条例の規定又はこれらに基づいてする処分に違反したときは、第 17 条第 1 項の認可を取り消すことができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による認可の取消しをしようとするときは、あらかじめ、第 25 条に規定する審議会その他の合議制の機関の意見を聴かなければ

ればならない。

(都道府県における合議制の機関)

第 25 条 第 17 条第 3 項、第 21 条第 2 項及び第 22 条第 2 項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議するため、都道府県に、条例で幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関を置くものとする。

4 寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号）

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）第7条第1項及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第25条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（定義）

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

（調査審議事項）

第3条 審議会は、次の各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 法第7条第1項に規定する社会福祉に関する事項
- (2) 法第12条第1項の規定に基づく児童福祉に関する事項
- (3) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条第3項、第21条第2項及び第22条第2項の規定により合議制の機関の権限に属させられた事項

（専門分科会の設置）

第4条 審議会に、法第12条第2項の規定により読み替えられた法第11条第1項の規定により、民生委員審査専門分科会、身体障害者福祉専門分科会及び児童福祉専門分科会を置くほか、法第11条第2項の規定により、社会福祉法人の設立認可等に関する事項を調査審議するため、社会福祉法人設立認可等審査専門分科会を置く。

（専門分科会の組織及び運営）

第5条 審議会の専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

2 専門分科会ごとに専門分科会長を置き、その専門分科会に属する委員及び臨時委員（民生委員審査専門分科会にあっては、委員）の互選によってこれを定める。

3 専門分科会長は、その専門分科会の会務を掌理する。

4 専門分科会長に事故があるとき、又は専門分科会長が欠けたときは、あらかじめ専門分科会長の指名する委員又は臨時委員（民生委員審査専門分科会にあ

っては、委員）がその職務を代理する。

- 5 審議会は、専門分科会（民生委員審査専門分科会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、専門分科会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（審査部会）

第6条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185条。以下「令」という。）第3条第1項に定めるもののほか、専門分科会に審査部会を置くことができる。

- 2 審議会は、審査部会（令第3条第1項に規定する審査部会を除く。以下この項において同じ。）において調査審議する事項に関して諮問を受けたときは、審査部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

（委員等の守秘義務）

第7条 委員及び臨時委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

2・3 （略）

5 寝屋川市社会福祉審議会規則（平成31年寝屋川市規則第50号）

（趣旨）

第1条 この規則は、寝屋川市社会福祉審議会条例（平成30年寝屋川市条例第50号。以下「条例」という。）第8条の規定に基づき、寝屋川市社会福祉審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

（任期）

第3条 委員の任期は、3年以内で市長が定める期間とし、再任されることができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 臨時委員の任期は、当該臨時委員に係る特別の事項の調査審議が終了するときまでとする。

（委員長の職務代理）

第4条 委員長に事故があるとき又は欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第5条 審議会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員長は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。以下この条において同じ。）の4分の1以上の者から審議すべき事項を示して招集の請求があったときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（専門分科会）

第6条 条例第4条に規定する専門分科会は、それぞれ次の各号に掲げる事項について調査審議する。

(1) 民生委員審査専門分科会

民生委員の適否の審査に関する事項

(2) 身体障害者福祉専門分科会

身体障害者の福祉に関する事項

(3) 児童福祉専門分科会

ア 児童の福祉に関する事項

イ 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第34条の15第4項及び第35条第6項に規定する認可に関する事項

ウ 児童福祉施設の設置者に対する事業の停止命令に関する事項

エ 認可外保育施設の事業の停止命令又は施設の閉鎖命令に関する事項

オ 家庭的保育事業者等に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項

カ 放課後児童健全育成事業者に対する設備及び運営の向上のための勧告に関する事項

キ 児童福祉施設の整備のうち重要事項についての審査に関する事項

ク 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第17条第3項に規定する認可、同法第21条第2項に規定する命令及び同法第22条第2項に規定する認可の取消しに関する事項

ケ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第7条の規定により地方社会福祉審議会の権限に属させられた事項

コ 母子保健法（昭和40年法律第141号）第7条の規定により社会福祉審議会の権限に属させられた事項

(4) 社会福祉法人設立認可等審査専門分科会

ア 社会福祉法人の設立、解散又は合併の認可に関する事項

イ 社会福祉法人に対する社会福祉法（昭和26年法律第45号）第56条第7項の規定に基づく業務の停止命令又は同法第56条第8項の規定に基づく解散命令に関する事項

ウ 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第18条の2第3項の規定に基づく老人居宅生活支援事業又は老人デイサービスセンター、老人短期入所施設若しくは老人介護支援センターの事業の制限命令又は停止命令に関する事項

エ 老人福祉法第19条第2項の規定に基づく養護老人ホーム又は特別養護老人ホームの事業の廃止命令又は設置の認可の取消しに関する事項

- 2 前条の規定は、専門分科会において準用する。この場合において同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは「専門分科会長」と、同項中「議事に関係のある臨時委員」とあるのは「民生委員審査専門分科会以外の専門分科会にあつては、議事に関係のある臨時委員」と読み替えるものとする。

(審査部会)

第7条 社会福祉法施行令（昭和33年政令第185号）第3条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に第1審査部会を、条例第6条第1項の規定により、身体障害者福祉専門分科会に第2審査部会を、児童福祉専門分科会に母子父子寡婦福祉資金審査部会を置く。

- 2 前項に規定する審査部会が調査審議する事項は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 第1審査部会

ア 身体障害者の障害程度の審査に関する事項

イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第2項の規定に基づく医師の指定に関する事項

ウ 身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第3項に規定する医師の指定の取消しに関する事項

(2) 第2審査部会

育成医療及び更生医療を担当する医療機関の指定及び指定の取消しに関する事項

(3) 母子父子寡婦福祉資金審査部会

母子及び父子並びに寡婦福祉法第13条に規定する母子福祉資金、同法第31条の6に規定する父子福祉資金及び同法第32条に規定する寡婦福祉資金の貸付けに関する事項

- 3 審査部会（第1審査部会を除く。）に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 4 審査部会に審査部会長を置き、その審査部会に属する委員及び臨時委員の互選によってこれを定める。

- 5 審査部会長は、その審査部会の会務を掌理する。

- 6 審査部会長に事故があるとき、又は審査部会長が欠けたときは、あらかじめ

審査部会長の指名する委員又は臨時委員がその職務を代理する。

7 第5条の規定は、審査部会について準用する。この場合において、同条第1項及び第2項中「委員長」とあるのは、「審査部会長」と読み替えるものとする。

8 前項の規定にかかわらず、審査部会は、緊急の必要があるときその他審査部会長が必要と認めるときは、会議を開かず持ち回りの方式による回議により、議事を決することができる。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。

2 (略)